

平成22年度尾張旭市環境審議会会議録

- 1 開催日時
平成22年11月26日(金)
開会 午前 10時
閉会 午前 11時50分
- 2 開催場所
尾張旭市役所 2階 203会議室
- 3 出席委員
伊豆原 浩二、松本 壮一郎、姫岩 弘治、近藤 和幸、秋田 雅博、
尾迫 茂樹、網谷 盛夫、浦野 達朗、杉島 重男、高橋 賢一、佐脇 順
11名
- 4 欠席委員
松原 圭子
1名
- 5 傍聴者数
なし
- 6 出席した事務局職員
市民生活部長 酒井 敏幸、環境課長 野村 孝二、
環境課環境係長 大津 公男、環境課環境係主査 山崎 力
- 7 議題等
会長及び副会長の選出について
平成22年度尾張旭市環境基本計画年次報告書(案)について
その他
- 8 会議の要旨

環境課長	ただ今から、平成22年度第1回環境審議会を開催させていただきます。おはようございます。私は環境課長の野村と申します。よろしくお願いいたします。本日はお忙しい中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。会の初めに市民生活部長であります、酒井より挨拶をさせていただきます。
市民生活部長	おはようございます。市民生活部長の酒井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。平成19年3月に尾張旭の環境行政を総合的かつ計画的に推進するための計画、環境基本計画を策定するために設置させていただいたのがこの環境審議会の始まりでございまして、今回は任期満了に伴い、皆さま方を当審議会の委員としてお願いをいたしましたところ、快くお引き

受けいただき誠にありがとうございます。本日お集まりの皆さま方は今回新たに委員としてお願いをさせていただいた方と、前から引き続き委員をしていただいているかたとお見えになりますが、どちらさまも任期が平成24年の9月末の約2年間ということでございます。どうぞ格別なご尽力、ご協力をお願いしたいと思います。

さて、今回審議いただきます。環境基本計画年次報告書は、平成21年度に市が実施いたしました、環境に関する取り組みなどの実施状況をまとめたものでございまして、次年度に向けての見直し等に役立てることを目的としております。毎年、作成し、公表いたしているものでございます。どうぞみなさまのご意見を参考にして、案をさらに良いものに完成させていきたいと思っておりますので、どうぞ忌憚のないご意見をいただきますよう、お願いをいたしまして簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

環境課長

ありがとうございました。

部長におかれましては、他に公務がございまして、誠に申し訳ございませんが、ここで退席をさせていただきます。

今、部長のあいさつにもありました。今回の審議会につきましては、任期満了に伴いまして平成22年度10月1日付けで新たに委員を委嘱させていただいてから、初めての会議となります。今回の委嘱期間は平成24年9月30日までの2年間となりますので、よろしく願います。それでは、今回、新たに委員に委嘱させていただいた方々もお見えになりますので、ご紹介をさせていただきたいと思っております。

お配りしております名簿の順にお名前をお呼びいたしますので、簡単に自己紹介をしていただければよろしいかと思っております。なお、婦人会の松原委員におかれましては、本日都合により欠席の旨の連絡をいただいております。この場をかりてご報告をさせていただきます。

《 順次自己紹介 略 》

環境課長

ありがとうございました。

次に本日出席しております、事務局職員の紹介をさせていただきます。

《 事務局職員紹介 略 》

環境課長

本日の議題に入る前に、平成18年2月に開催されました当初の環境審議会において決定されております本審議会における運営上の事項につきまして、何点か確認をさせていただきます。

まず、1点目は、会議の公開についてですが、市民の行政への参画と公正で透明性のある行政運営の確保を図るために、会議の公開を情報公開の一部に位置付けまして、原則として公開、傍聴を許可することになっております。

2点目は、本会議の記録につきましては、ICレコーダーで録音したものを会議後に調整し、その議事要旨を会議だよりとして公開してまいります。また、会議の写真撮影も随時させていただきます。

3点目は、委員名簿の公表についてですが、これは、市のホームページに、すでに設置済みの附属機関等に係ります委員の名簿を公表させていただいておりますが、そちらの方に掲載をさせていただきますのでよろしくお願いいいたします。なお、公表の内容は、氏名及び所属名又は選出団体名のみを予定しております。

確認事項につきましては、以上でございます。

環境課長

それでは、次に議題に移りたいと思います。

本日、次第をお配りしております。議題の(1)会長及び副会長の選出についてでございます。

尾張旭市環境審議会規則第2条第1項では、会長及び副会長は、委員の互選によると規定されておりますが、今回の委員につきましても、名古屋産業大学さんと愛知工業大学さんからは、環境分野での専門性をお持ちの先生方を選任させていただいております。

つきましては、事務局からの提案になりますが、今後の審議を円滑に運営することを考慮いたしまして、本市内にあります名古屋産業大学の伊豆原先生に会長を、副会長には、引き続きにはなりますけれども、愛知工業大学の松本先生にお願いしたいと考えております。この点につきまして何かご意見等がありましたら承ります。ご承認していただけるのであれば、拍手等をいただければ幸いです。

	<p>《 拍手 》</p> <p>それでは、ご承認いただいたとご理解させていただきます。 異議なしということで皆さんの拍手で合意があったという解釈をさせていただきます。 どうもありがとうございました。 それでは、会長には、名古屋産業大学の伊豆原教授。副会長には、愛知工業大学の松本教授をお願いをしたいと思います。 2年間の任務になりますが、よろしく願いいたします。 それでは、伊豆原委員、恐れ入りますが、会長席にお移りいただけますでしょうか。</p>
環境課長	<p>それでは、改めまして会長から就任のご挨拶をお願いいたします。</p>
会長	<p>それでは、改めましてご挨拶をさせていただきます。 皆さまのご支持で会長を勤めさせていただきますが、私も先ほど申しましたけれど、環境そのもの、水質とか、大気とかをやっている訳ではありませんので知らないことも結構多いとは思いますが、是非みなさんのご協力をもって審議会が運営できるように頑張りたいと思っております。万博以来ずっとこの環境問題というものは、随分皆さんの言葉に上るようになり、この環境問題というのが、皆さんに意識されるようになったと思っています。ただ、交通の分野でいきますと、実はヨーロッパやアメリカではもうすでに1970年代から出ているという事を考えると、もう少し考えることがいっぱいあるのではないかという気が私はしておりますので、そこら辺の反省も含めて、我々がもう少し環境について、意見を言うべきではないかというつも思っておりますので、ひとつよろしく願いいたします。</p>
環境課長	<p>どうもありがとうございました。 それでは、これから審議に入りますが、審議会規則第3条第1項の規定により、会長が会議の議長となることとされておりますので、以下の議事の進行につきましては、伊豆原会長をお願いしたいと思います。 これで、私の任務については終わらせていただきます。</p>
会長	<p>それでは、議題の(2)に移りたいと思います。</p>

「平成22年度尾張旭市環境基本計画年次報告書（案）について」ですが、事務局から説明をしていただきたいと思います。

環境係長

それでは説明をさせていただきます。

座って説明をさせていただきます。

事前に配布させていただきました資料の「平成22年度尾張旭市環境基本計画年次報告書（案）」につきましては、本日、お持ちいただいておりますでしょうか。

よろしければ、説明に入らせていただきます。

まず、表紙をめくっていただきますと、下のページには、今後の環境行政に反映させるため、また、翌年度の年次報告書の参考とするために、市民や事業者のかたから、ご意見や感想などをいただくための募集方法などを記載しております。また、その裏面は、記入用のシートとなっております。

次に、1ページと2ページでは、平成19年3月に策定いたしました「環境基本計画の概要」について記載しております。

1ページでは、「計画の目的」、「計画の位置づけ」、「計画の期間」及び「各主体の役割」を記載し、2ページでは、「望ましい環境像」及び「施策の体系」について記載をしております。

次に、3ページ以降は、「第2章 環境の現状と市の取り組み」といたしまして、環境の現状と環境基本計画で設定した指標の変化について、5つの分野別目標の施策ごとに、平成21年度に実施した取り組みとその評価及び今後、実施する取り組みについて記載しております。

平成21年度に市が実施した取り組み及び今後実施する取り組みにつきましては、平成16年度からスタートいたしております「尾張旭市第四次総合計画」の進行・管理をするうえで、活用しております行政評価システムの事務事業評価表を基に、5つの分野別目標に関連する事務事業をとりまとめたものとなっております。

本日は、時間の関係もありますので、5つの分野別目標に掲げる12の施策の進捗を見る指標の動向について、主に、ご説明をさせていただきます。

まず、4ページの「分野別目標 学び広げるまちづくり」についてです。

「施策 1-1 環境教育・環境学習を進める」については、3つの指標がありますが、環境意識の高い事業所数以外は、良好な状態で推移しています。

環境意識の高い事業所数とは「ISO14001」の認証を取得している事業所数であり、ノウハウ等の定着により認証を返上し、独自の環境マネジメントシステムの運用に切り替えている事業所が増加しているものと思われます。本市におきましても、平成16年3月に認証を取得しましたが、平成22年3月をもって認証の返上をし、現在は、その考え方を基本的に継承しつつ、本市独自の環境マネジメントシステムの運用を図っております。

この施策につきましては、学校教育サイドと連携を図りながら、今後も現状の取り組みを継続するとともに、環境教育、環境学習を積極的に推進してまいります。

なお、指標の数値につきましては、基本的には、毎年度、通常業務の中で取得しているものが大半ではありますが、中には、本市が2年ごとに実施しております、まちづくりアンケートの結果から数値を取得しているものもあります。例えば、指標名の真ん中にあります、「環境問題に関心を持って自ら学んでいる市民割合」が、そうしたものであり、それらの数値につきましては、カッコ書きで取得した年度が記載してあります。以降につきましては、同様の記載となっております。

次に、10ページです。「施策 1-2 環境保全活動を進める」については、2つの指標がありますが、基準値と比較しまして、「環境保全活動等に参加している市民団体数」、「環境保全活動参加者数」ともに順調に推移している状況ではありますが、市民団体数につきましては、前年実績と比較した場合には、横ばい傾向にあります。

今後も、環境保全活動への支援を行うとともに、環境保全活動への参加や環境保全団体の設立を促進してまいります。

次に、12ページです。「分野別目標 ごみのないまちづくり」についてです。

「施策 2-1 ごみを減らす」については、3つの指標がありますが、すべての指標において、良好な状態で推移しており、ごみの排出量は減少しております。

今後も、生ごみ減量に関する補助事業や、市民団体・事業者の協力のもと、マイバッグ持参運動を継続し、平成21年度から実施しているレジ袋無料配布中止を展開していくとともに、市民一人一日あたりの家庭系ごみ排出量及び事業系ごみ排出量をさらに減少させる取り組みを推進してまいります。

次に、16ページです。「施策2-2 ごみを生かす」については、設定した指標の現状値を見ると、「環境事業センターにおけるリユース件数」は、良好な状態で推移していますが、「家庭ごみに占めるリサイクルごみの割合」は、基準値に対しては改善が見られるものの、前年実績と比較した場合には、大きな改善が見られません。

今後も、資源ごみ回収団体への支援や平成17年に開設し、平成20年度から休日に加え平日も開設しているリサイクル広場の充実に努めるとともに、資源回収に関する意識啓発を行ってまいります。

次に、19ページです。「施策2-3 ごみを適正に処理する」については、「不法投棄箇所数」、「違法な焼却に関する苦情件数」の現状値は、ともに増加をしており、良好な状態とはなっておりません。

今後は、職員による監視体制の強化や、平成20年度から実施しています市民ボランティアによる環境パトロールの協力を得ながら、地域の環境監視に努めてまいります。

次に、22ページです。「分野別目標 地域で地球を考えるまちづくり」についてです。

「施策3-1 地球温暖化を防ぐ」については、設定した3つ、すべての指標におきまして、良好な状態で推移しております。特に、「公用車の低公害車普及率」が大きく増加しています。

今後も、必要な事業を進めるとともに、地球環境に配慮したライフスタイルの定着に向けた取り組みを進めてまいります。

また、この施策3-1の中では、28ページで、市の取り組み内容以外に、事業者の取り組みといたしまして、日立オムロンターミナルソリューションズ(株)さんの取り組みにつきましても掲載をさせていただいております。

これは、昨年環境審議会におきまして、市の取り組みだけでなく、事業所の取り組みについても内容を把握し、年次報告

書の中で、掲載できないものかという、ご意見がありましたので、今回、市内の主要事業所に環境に配慮した取り組みにつきまして、ご照会させていただき、解答のありましたものを掲載させていただいております。

次に、29ページです。「施策3-2 地球規模の問題に取り組む」については、設定しております指標「地球環境に優しい生活を送っている市民割合」につきましては、順調に推移しております。

今後も、施策3-1と同様、地球環境に配慮したライフスタイルの定着に向けた取り組みを進めてまいります。

この3-2の施策の中でも、31ページで、日立さんの取り組みについて掲載させていただいております。

次に、32ページです。「分野別目標 自然とふれあうまちづくり」についてです。

「施策4-1 緑と水辺を守る」については、「公共緑地面積」、「ため池面積」及び「農業振興地域における農地面積」の現状値は、良好な状態で推移しておりますが、「民有緑地面積」については、基準値と比較して、若干、減少いたしております。民有緑地面積の減少は、都市計画制度の中で「保全する農地」として位置付けられている生産緑地面積の減少によるものとなっております。

今後も、残された緑地や水辺を計画的に保全するとともに、市民や事業者と協力しながら、民有緑地についても保全されるよう努めてまいります。

次に、37ページです。「施策4-2 緑に親しむ」については、設定した指標「緑・水に親しめる場所があると思う市民割合」は、順調に推移いたしております。

今後も、市民や事業者との協働により、緑に親しむことができる空間の確保に努めるとともに、自然とふれあう機会の提供に努めてまいります。

次に、43ページです。「施策4-3 生き物に配慮する」については、設定した3つの指標、「緑地面積」、「緑被率」、「ため池面積」のいずれもが良好な状態で推移しています。

今後も、残された緑地や水辺を計画的に保全するとともに、

動植物の保護のために必要な調査、対策を実施してまいります。

近年では、市内全域におきまして外来種のアライグマ、ハクビシン、ヌートリアなどの生息が確認されており、従来からの生態系の乱れや農作物への被害が危惧されています。

次に、45ページです。「分野別目標 暮らしやすい快適なまちづくり」についてです。

「施策5-1 安全で健康な暮らしを守る」については、45ページになりますが、設定した指標のうち、「生活衛生環境に関する苦情件数」が基準値に対して横ばい傾向なものの、その他の指標は、いずれも良好な状態で推移しています。

公害関係苦情の総数は、増加傾向にあり、種別は、典型7公害以外の「その他」の苦情が半数近くを占めており、内訳としては、浄化槽の管理不良等による側溝の汚れなどが多く、他に野焼きに対する苦情が多い状況となっております。

今後も生活環境の保全に努めるとともに、市民や事業者への意識啓発を行ってまいります。

次に、51ページです。「施策5-2 快適でゆとりある都市空間をつくる」については、設定した3つの指標、すべてにおいて良好な状態で推移しています。

しかしながら、「犬のふん・ごみのポイ捨てなどをしない環境マナーに満足している市民割合」は、高い水準で推移しているとは言えず、実際に、市へも犬のふん害や野良猫へのえさやりについての苦情が多く寄せられています。

今後も、快適でゆとりある都市空間の創出に努めるとともに、昨年度、制定しました環境保全に関するマナー条例の運用や、ボランティアによる環境パトロールを推進し、地域の環境監視に努めてまいります。

最後に、61ページ以降は、「第3章 環境市民会議からの提案～地域でできる市民活動～」となっております。

「地域でできる市民活動」は、市民が「こうなるといいな！」と考える環境をイメージして、地域の市民が中心となり、市や事業者など関係者と話し合いながら、実現に向けて取り組んでいくものとして、環境基本計画の中で位置づけています。

地域活動のテーマは、環境基本計画の分野別目標に対応させて、A～Eの5つのテーマを設定しています。

	<p>ここでは、環境基本計画に示した活動と、その活動に関連する事業の実施状況、実施予定を示しています。</p> <p>A～Eの5つの地域活動のテーマごとに、「こうなるといいな」に対応する事業名と事業内容について記載してありまして、62ページから66ページにかけて全部で23の事業を掲載いたしております。</p> <p>年次報告書（案）の説明につきましては以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの報告書の（案）について、ご質問、ご意見等がございましたら、よろしくお願いいいたします。</p>
杉島委員	<p>先ほど触れられた中で、評価、 、 の意味は何か、それから矢印（➤）についてどのように読み取るのか教えていただきたい。</p>
環境課長	<p>、 、 につきまして、3ページをお開きください。まず、施策の進捗の見方として、目標値を達成しているものにつきましては、 、 数値に大きな変化のないものが、 、 数値が悪化したものは×といった形で進捗を見る指標は決まっております。</p> <p>あと、市が実施した取り組みの見方として、21年度の実績値が21年度の目標値を10%以上になったものについて、 を、 目標値を達成したものが、 、 目標より70%以上のものが、 、 それから、70%未満のものが×といったような評価で年次報告書を見ていただければいいと思います。あと各施策の進捗を見る指標の中で矢印（➤）がありますが、これは目標の数値は定めていませんが、現状値を上に向かわせる形で施策を進捗させていこうと考えており、総合計画でも、同じような指標を用いております。数値目標は無いが、中間、長期目標において右肩上がりで数値を上げていこうという目標のものについては、このような表現をさせていただいております。</p>
会長	<p>私もそこが気になっておりまして、基準値に対しての21年の評価ということで、17年に対してということですか。</p>
環境係長	<p>評価については、平成17年度の基準値と比較しています。</p> <p>平成20年度の実績値というものがありますが、例えば、ここから数値は悪化したが、基準値よりも向上しているものにつ</p>

	<p>いては がついているような場合もございます。</p>
会長	<p>今の説明は、各施策5ページ以下、市が実施した取り組みの ×と4ページの進捗を見る指標の ×とは連動してな いということですね。</p>
環境課長	<p>そうです。</p>
杉島委員	<p>今日、ここで私たちが、このことについて市から報告を受け たことは分かりますが、そのことと私が暮らしの中から考えて いることをすり合わせしないと、うまくいかないのではないかと 思います。 この会議に出るスタンスはどう考えたらいいものか。</p>
会長	<p>杉島委員の意見は、審議会は具体的にどこまでの議論を対象 にするのかという意味ではないかと思えます。 事務局としてはどうですか。</p>
環境課長	<p>基本的には、21年度の実績に基づく年次報告書にはなります が、実績を踏まえた上で、事実はこうだったが、将来目標と して意見を申し述べていただき、担当部局は違いますが、環境 課を通じて、それぞれのセクションに審議会の意見を踏まえて、 事務事業に対して、来年以降もう少し重点的にコストをかけた らどうかといった提案を報告する内容になっておりますので、 忌憚のない意見を述べていただいで結構です。すべて実績で終 わったことではなく、将来としてどういった施策事業を市とし て、環境推進の立場からする必要があるのかといった提言をい ただけたらと思えます。</p>
尾迫委員	<p>平成22年度が終わりに近づいている状況で21年度の取り 組みしか書かれていないので遅すぎるような気がします。22 年度の取り組みや進捗の推移といったことがあれば、市民にと っても有意義な資料になるのではないのでしょうか</p>
環境課長	<p>年次報告書は、審議会での結果を踏まえ一部訂正を加えます。 あと、市の幹部で組織している環境管理委員会において内容を 確認していただき、最終的には、来年の1月にこの年次報告書 を市民に公開していきたいと思っております。</p>

	<p>平成22年度の内容はあまり記載はありませんが、今後実施する取り組みという形で、現在行っている事業、平成23年度実施する事業についても一部紹介させていただき、記載をしています。</p>
尾迫委員	<p>今年度、尾張旭市は市制40周年ということですが、市の40周年協賛事業として弊社も取り組みましたが、まち美化大作戦、この事業は市制40周年のアピールポイントだと思っておりますので、平成22年度の市制40周年について、環境についてはこういった取り組みをしているといったアピールをもっとするべきと思います。</p>
環境課長	<p>5月30日「ゴミゼロの日」は日曜日で、まち美化大作戦といった形で市民1万2千人弱の方にご参加いただき、一斉に清掃作業をさせていただきました。</p> <p>それは実際やった内容にもなりますし、21年度とは少しかけ離れているかもしれませんが、補足で加えることを前向きに検討させていただきまして、年次報告書の中に22年度に取り組む内容といたしまして紹介させていただきたいと思います。</p>
松本委員	<p>この報告書を見た人が内容を全部見るといったことはないと思いますので、もっと見る人に訴えられるような報告、これは特にお願いしたいといった所を強調していただくような、表現にさせていただけたらいいと思います。</p>
環境課長	<p>内部で検討する必要がありますが、施策の進行上問題のある箇所をピックアップして、一枚のシートでご覧いただけるような形を一度考えてみたいと思います。この中に入れるのか、別のシートにするのか一度検討したいと思います。</p>
会長	<p>是非お願いします。</p>
松本委員	<p>ISOを返上して、独自のマネジメントシステムに切り替えている、市もそうだということですが、内容的に問題はないのですか。市は問題なく、もう少しレベルの高いものを選んでいと思うが、民間については返上して独自に切り替えた場合の問題は残っていないのでしょうか。</p>

環境課長	<p>基本的にISOの場合は、年1回の定期維持審査と3年ごとの更新審査がありますが、特に行政については、維持するのにコストがかかる。このコストについて、市職員のノウハウの中で市独自の環境マネジメントシステムといった形で運用しているのが実情ですが、各企業におかれましても、非常に厳しい経済情勢の中で、維持管理にあてるコストの問題があり事業所も返上される方が多いのではないかと考えています。</p> <p>市は平成22年3月に返上していますが、運用方法については今後の課題だと思っています。</p> <p>各企業の中でもISOのノウハウをお持ちの職員もいますので、行政の方もチェックをしていただけるようなシステムを考えなければならないのか、今後検討していきたいと考えております。</p> <p>経済動向を反映したコストがISO普及の課題ではないかと考えています。</p>
松本委員	<p>市が主体となって業者間でチェックをしあうような方法がないとせっかくある制度を返上してしまうようなこともあるのではないかとと思います。</p> <p>それからもう1点、緑地のことになりますが、緑地の表記に矛盾はないのですか。</p> <p>32ページでは生産緑地の減少で になっている指標がありますが43ページでは、緑地面積、緑被率というのは評価が になっています。悪い数値ではありませんが、感覚的には緑地は減っている感じがします。早めに手をうたないと回復できない要素なので、基準の見方を変える等少し危機感をあおるような指標にしといたほうがいいのではないのでしょうか。</p>
環境課長	<p>32ページでは生産緑地だけを捉えていますので、開発等の関係で転用しているケースもあり、数値が下がっています。里山につきましても伐採等により民間の宅地開発業者が宅地造成をしている箇所が多々あります。緑地や緑被率の指数については市の総合計画が25年までの計画をもっております。今後見直しが進みますが、その段階で緑地面積のカウントの仕方等を総合計画と合わせて見直しをしてまいります。</p>
杉島委員	<p>市がISO14001に取り組んでいる企業もしくは、事業所について把握しているのでしょうか。</p>

環境課長	<p>ISOの登録をするとインターネット上で、その一覧が確認できます。それを参考に指標を作っています。</p>
会長	<p>表現上おかしいと思うものがあります。一点目はISO14001認証を取得している事業所数がいくつあるかを指標としておきながら、4ページにおいて返上してうまくやっているといった表現をされると結果的にそちらの方向へ動く、行政側がコストがかかるからといった理由で自らISO14001を止めるといった方向をいいと言っています。</p> <p>日立さんについてもISO14001を取得したと書いてあります。コストがかかるが、いかにコストを低くして環境を守るのかといったメッセージを出さないといけないと思います。</p> <p>4ページの「環境意識の高い事業所数とはから・・・思われます。」の表現は、矛盾しているのではないのでしょうか。松本先生もこの辺を気にしているのではないかと思います。</p>
環境課長	<p>ありがとうございます。この辺の表記につきましては、内容を精査させていただきます。</p>
尾迫委員	<p>事業を営むものからしますと、ISO14001を取得している事業所の指標の実績値が14ですが、これがどのような数値を捕らえたかのか疑問です。</p> <p>取引先からISO14001の取得の調査があるため、今は取得していないと事業ができないのが現実となっています。</p> <p>事業者から見ると、ISO14001を返上している事業所は、事業が縮小しているのではないかといった見方が事業者としてはできてしまう。</p> <p>行政ならコストの問題で返上するケースはあるが、企業なら考えられないため、もう少し調査が必要だと感じます。</p>
会長	<p>私も尾迫委員の言ったとおり気になっており、慎重に精査したうえで表記されたほうがいいと思います。</p>
環境課長	<p>分かりました。</p>
会長	<p>次に32ページの生産緑地の表現も、生産緑地の減少によるものと表現されていますが、生産緑地は必ず減少するので、生</p>

	<p>産緑地の減少を止めることは難しい。このため、生産緑地の指標を持っていくこと自体、無理があると思います。</p> <p>また、や×については今後の問題提起として、市民も考えてほしいといった部分がありますから、なんらかのメッセージが入るような、ざっくりした全体を評価するものが必要、それがあつたうえで個々の評価があると市民も分かりやすいのではないのでしょうか。</p>
杉島委員	<p>この報告書を出してアンケートで市民に聞くとのことですが、これに答えられる市民はどれだけいると想定されていますか。</p>
環境課長	<p>現在、この報告書を作って4年になりますが、意見は例年1件、2件のレベルなので、市民の意見を反映できているとは言いつらい部分もあります。</p>
杉島委員	<p>そうだとすると、意見の出し方をこのままでいくのか、どう考えていくのか、見直しも必要になると思います。</p>
環境課長	<p>先ほど松本委員からもありましたが、一部問題提起といった形で年次報告書の概要的なもの、分かりやすく見られるようなものを検討してみたいと思います。</p> <p>また、市民目線に立った意見徴収の方法も考えてみたいと思います。</p>
姫岩委員	<p>ここにある資料が実績であり、ここにある×の部分改善するのが一番の目的ですので、膨大な資料をいただくよりは、調査した結果、こういう点については不十分だった。こんな取り組みをしたけど不十分だった。そこで、市民のみなさん何か問題点を改善するためのアイデアはありませんかといった表現にした方がいいと思います。意見というよりアイデア、工夫といった言葉で募集したほうが、学生、子どもたちの中から、思いもよらないアイデアが来ることもあると思います。そういう表現で意見を求めると、以外に違った視点での解決方法が見つかるのではないかと思います。</p>
会長	<p>私もそう思います。一つ工夫をお願いいたします。</p>
浦野委員	<p>生産緑地の減少については世の中の流れですが、私は稲を刈</p>

	<p>り取った後の田を借りて、そばや他の野菜を育てたり、遊んでいる田を利用して、自然と親しむ場を提供しています。</p> <p>また、休耕田を復活させる活動もしています。</p> <p>指標を作成しアピールすることも大事だとは思いますが、現実には手を染める活動をする人たちを増やしていく方策が必要ではないでしょうか。</p>
会長	<p>今のお話は姫岩委員の意見の関連だと思いますが、私も報告書に意見をもらってどうするんだろうと思います。</p> <p>報告書に意見をもらってどう反映していくのかといった話ですが、私は、意見は出ないと思います。姫岩委員、浦野委員のおっしゃったとおり、色々なアイデアを市民の皆さまからもらっていくといった姿勢が必要ではないかと思います。</p> <p>市民の皆さまからアイデアをもらう仕組みを作るのが大切かなと思います。</p> <p>報告書については、概要、メッセージ、アイデアを含めて、報告書に関する意見等記入の部分を修正していただきたい。</p>
環境課長	<p>市民のアイデアが反映できるような意見徴収の方法を一度内部で検討させていただき、今年度からの実施に向けて前向きに進めたいと思います。</p>
会長	<p>例年からいくと、この意見シートもやらざるを得ないのですよね。</p>
環境課長	<p>意見シートについても検討させていただきます。</p> <p>ただ年次報告書という形で報告書自体は必要になりますけど、市民の意見の聞き方については内部でもう一度検討させていただいて、意見が述べやすいスタンスを考えてみたいと思います。</p>
会長	<p>そのような形でお願いしたいと思います。</p>
姫岩委員	<p>「はじめに」といった市長の言葉のところにもISOの表現がありますが、予算的なこともあって止めるが、条例に基づきさまざまな項目を検証してきたというふうにISOの部分は表現を控えておいたほうがいいのではないかと思います。</p>
環境課長	<p>先ほどの4ページ、事業所の関係と合わせて、冒頭も整理を</p>

	<p>したいと思います。</p>
会長	<p>今日ご意見をいただいたものは、修正部分だけといった形で配られるのですか。</p>
環境課長	<p>基本的に全部の報告書ができ次第、委員さんにはお届けします。内部で検討して訂正する部分はありますが、事務局でご一任いただいたといった形で、皆様の意見を反映しやすいような形で善処させていただき、市民に公表していきたいと思っております。</p>
会長	<p>それでよろしいですか</p>
各委員	<p>《 賛成 》</p>
会長	<p>では、よろしく申し上げます。 それでは、議題2(2)の平成22年度尾張旭市環境基本計画年次報告書(案)については修正をお願いするということで終わります。 では、その他の議題にきたいと思います。 その他は二つありますが、「今後の尾張旭市環境審議会について」ということで事務局お願いします。</p>
環境係長	<p>今日、貴重な意見をたくさんいただきましてありがとうございました。 毎年、この時期に審議会を開催させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。 事務局からは、以上でございます。</p>
杉島委員	<p>このような重要、多様な活動を年1回の審議会でやることについては疑問を感じます。 テーマごとに、報告する以前の話をやる必要があるのではないかと思います。年3回くらいは開催し、意見を言い合える場となってほしい。</p>
環境課長	<p>一つのご意見として承ります。審議会の開催については少し検討をさせていただきます。</p>

杉島委員	会長にお伺いします。年1回の審議会でいいのか。この会議だけで我々の任務は果たせたとと言えるのでしょうか。
会長	他の委員の皆さん、いかがでしょうか。
高橋委員	<p>環境というものがものすごく広範囲になってきています。これからは環境を中心としていかなければなりません。各市町村も今そういう中にいて、我々市民の立場からするとせつかく年次報告書という形で上がってきたものを今日の1日、午前中で終わりといったものよりは上期、下期に分けての開催はどうでしょうか。私は愛知県の環境保全委員になっております。県では、そういう形で2回の開催となっています。尾張旭市は、これから環境に対して先端をいかなければならないような状態にもっていかなければならないと思っています。いきなり3回、4回の開催は無理だと思いますので、上期、下期で現状を発表しながら作るといった経過は必要だと思います。</p> <p>また、これからはマイナスの問題をプラスにするのが重要になってくるとは思いますが、これは、優先順位を付けていかなければならないと思っています。全部一つ一つあげていったらきりはありませんが、優先順位を付けるためには、どのように市民にアピールしなければいけないか考える必要があると思っています。</p> <p>公共施設に置くだけでは市民はノータッチになります。これからは、一軒、一軒廻るような姿勢がほしい。環境はまちづくりの大きな要素ですから、この点をもう一回反省してもらい、色々新しいパターンを作っていくというのを今日から始めてほしい。私もどんどん積極的に参加していくつもりです。</p>
会長	他の委員の方は、いかがですか。
松本委員	<p>ごもっともな意見ですし、回数を増やすのは大変ありがたいと思います。</p> <p>当初、環境基本計画を作成していたときは、2ヶ月に1回かもっと開催していました。それに基づいた計画が遂行されているのかをチェックするのが審議会の役割ですので、今の形になっていると思います。2回、3回の開催というのは審議会ではなく別のテーマで開催するほうがいいと思いますので、増やしていくのはいいですが、今までの経緯も考慮したほうがいいと思います。</p>

<p>姫岩委員</p>	<p>その当時の目的は、何を起こそう、見ていこうかという項目づくりだったと思います。でも今は項目ができており、項目がうまく機能しているかどうかよりも、「項目で上がってきた課題をこれから解決していこう、部分的にさまざまなやりとりはありますが、この審議会でもこういう同じような課題が上がっている。これは市民の声だよ」という風にもっていければ、全体的にこのような課題がある、優先順位も必要になるといった整理をここで話し合えればいいのではないかと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>環境基本計画に限らず全ての報告書には、最後のところにPDCAの項目はいつも書かれています。この環境基本計画を読んで、いい計画ができたなと思うのですが、この年次報告書はPDCAの何をやろうとしているのが見えないと思っています。</p> <p>この年次報告はチェックのCのところをやっていると思いますが、Cもいいのですが、次のAにつながらなければ意味がない。</p> <p>Aにするにはどうしたらいいかという事の議論の場を作らなければ意味がないのではないかと思います。</p> <p>年1回でこの議論をするといった事が審議会としていいのかわかりませんが、皆さまが言うような議論の場は、全員が集まらなければいけないような議論ではないような気がします。</p> <p>きちんと議論する場を作って欲しいというのが皆さんの共通のご意見だと思います。</p> <p>皆さん、年1回開催というのは共通して疑問点をもたれている。私もそう思いますので、事務局で一度検討いただき来年以降の年、2回、3回といった開催の検討をしていただき、アクションにつながるような議論をしていただきたいと思います。これができなかつたらいけないといった非難をする場ではないと思いますので、今までの審議会の形態を変えていきたいといった皆様の意見を参考に、事務局で検討するといったことでいかがでしょうか。</p>
<p>環境課長</p>	<p>検討します。</p>
<p>会長</p>	<p>次に「年次報告書作成スケジュール等について」です。 事務局から説明をお願いします。</p>

環境係長	<p>年次報告書の今後のスケジュールについてご案内させていただきます。</p> <p>本日の審議会でのご意見などを踏まえまして、最終的に報告書を取りまとめ、今年度末までに作成し、委員の皆様はじめ関係者へ配布してまいります。</p> <p>また、市の広報やホームページを通じて市民に公表する予定ですので、ご承知くださいますようお願いいたします。</p> <p>事務局からは、以上でございます。</p>
会長	この意見についても公表するのですか。
環境課長	公表します。
会長	公表ということなら、「ご記入いただいた個人情報については、意見等のとりまとめ以外の目的には使用しません」と記載されている部分については、文章の表記に問題があるように思います。
環境課長	個人情報はふせて、どなたがといった形では公表しませんが、こんな意見が寄せられたといった形で出させていただきます。
会長	個人情報とは、上の欄の氏名、年齢、住所ということですか。
環境課長	そうです。
会長	意見については公表します。と書いてありますか。
環境課長	書いてありません。
会長	<p>公表するなら表記したほうがいいと思います。</p> <p>今までの内容を検討いただき、文面については会長、副会長と相談し整理をしていくという事でお願いできますか。</p>
環境課長	メール等で直した部分等のやりとりをさせていただく形で整理させていただきます。
会長	<p>分かりました。</p> <p>それでは事務局へお返しします。</p>

それでは、皆さまには情報提供ということで、12月議会に議案として上程いたしております「尾張旭市土砂等の埋立て等に関する条例」につきまして、今日追加で資料をお配りさせていただいておりますので、概要の説明をさせていただきます。

近年、開発行為や公共事業などで発生する土砂等を遠方から運び埋め立てる事例が近隣の自治体で増えておりまして、市外から持ち込まれる土砂等につきましては、土砂の発生元の状況やその土砂に混入されている物質、成分等が把握しにくいいため、その安全性が確認しづらい状況にあります。

一旦、有害な物質や廃棄物が含まれた土砂が持ち込まれると、周辺の環境に様々な悪影響を及ぼす危険性があるだけでなく、もとの環境を取り戻すには、長い時間と多大な経費を要することとなります。

このような状況を受けまして、近隣の市町におきましても土砂等の採取・埋め立てを規制する条例が制定されてきております。

尾張旭市におきましては、現在、土砂等の埋立てを規制する条例が制定されておりませんので、近隣市町から締め出された業者が埋立て先を当市に移す可能性が十分に考えられますので、土壌汚染を未然に防止し、包括的に土壌汚染行為を規制する条例を制定し、市民の良好で快適な生活環境の確保のための制度化を図ろうとするものです。

条例の特色といたしましては、埋立てによる土壌の汚染と災害の発生を引き起こすことなく、安全に埋立てが行われるよう一律に適用する規定と、安全性を十分に確認する必要がある事業に対して適用する届出制の2段階の規制構成によって未然防止を図るものとなっております。

2段階の規制とは、第1段階として、すべての規模の土砂等の埋立て等について、有害物質の基準（土壌の環境基準）に適合しない土砂等を用いた埋立て等を全面禁止した上で、第2段階として、一定規模以上の土砂等の埋立て等（特定事業）について届出を義務付けます。

また、近隣住民に不安を生じさせないよう、一定規模以上の土砂等の埋立てを行う者に対して、事業計画の事前周知を義務付けます。

また、有害物質の基準に適合しない土砂等による埋立て等を

	<p>未然に防止するため、一定規模以上の土砂等の埋立てを行う者に対して、土砂等発生元証明書、有害物質分析結果証明書等の提出を義務付けております。</p> <p>この条例には、その実効性を保つための罰則規定も定めております。</p> <p>施行年月日につきましては、平成23年7月1日を予定いたしております。</p> <p>以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>この条例につきまして何かご質問、ご意見はございますか</p>
網谷委員	<p>条例の特色のところで安全性を十分確認することが必要な事業とありますが、何か具体的にこういった事業とがありますか。産業廃棄物の二次処理事業みたいなことはこれに入りますか。</p>
環境課長	<p>直接は埋め立てだけに関するものです。</p> <p>産業廃棄物中間処理施設等については今のところ所管しておりませんし、それを規制するつもりはありません。ただ、土砂の埋め立てと持ち込み等に関しまして、中の有害物質を調査した書類等の添付を事業所に義務付けをします。土砂を持ってくる事に関しての規制を掛けたいという事ですので、産業廃棄物を中間処理して適正な方法で流すというものを規制するものはこの条例の中には含まれません。</p>
会長	<p>今の話は、一定規模以上の土砂等の埋立てのことを言っているんですね。</p>
環境係長	<p>一定規模以上というのは具体的には1,000 m²以上を想定していますが、1,000 m²以上の埋め立てをする場合は持ってくる土をどこから持ってくるのかとか、事前に持ち込まれる土砂について検査が必要であるというものです。</p> <p>持ち込まれる土砂の素性を明らかにするような届出を必要とするものとなっております。</p>
環境課長	<p>穴を掘って土砂を採取して埋め立てるものと、土砂だけ持ってきてかさ上げるものもありますので、それらにつきまして事業者は搬入土砂等の証明が必要になるというふうにご理解</p>

	<p>いただけるとありがたいです。そういう内容で提案しております。</p>
会長	<p>これはこのままの形（資料の形）で出るのですか。</p>
環境課長	<p>本日の資料は概要ですので、実際に公表されるのは、条例にした形で出ます。 皆さまには改めて条例の形でお送りさせていただきます。</p>
会長	<p>他に何もなければ、これは報告ですのでこの件は終わりにします。</p>
会長	<p>それでは、今日いただいた資料もここまでだと思いますので、長い時間ありがとうございました。 これで閉会にしたいと思います。 どうもありがとうございました。</p>